

「海上運送法等の一部を改正する法律」について

令和5年10月12日

～安全対策を「重層的」に強化し、安全・安心な旅客船を実現～

①事業者の安全管理体制の強化

- ・安全統括管理者・運航管理者への**試験制度**の創設
 - ・事業許可更新制度の創設
 - ・届出事業者の登録制への移行
 - ・運航の可否判断の客観性確保
 - ・避難港の活用の徹底
 - ・地域の関係者による協議会を活用した安全レベル向上
- 法律事項 等

②船員の資質の向上

- ・船長要件の創設
(事業用操縦免許の厳格化(修了試験の創設等)、
初任教育訓練、乗船履歴)
 - ・発航前検査の確実な実施(ハッチカバーの閉鎖の確認を含む)
- 法律事項 等

③船舶の安全基準の強化

- ・法定無線設備から**携帯電話を除外**
 - ・業務用無線設備等の導入促進
 - ・船首部の水密性の確保
(既存船の緊急点検、隔壁の水密化等の検討)
 - ・改良型救命いかだ等の積付けの義務化・早期搭載促進
- 等

④監査・処分の強化

- ・海事監査部門の改革
(安全確保に向けた徹底した意識改革、通報窓口の設置、
抜き打ち・リモートによる監視の強化、
裏取り・フォローアップの徹底、
自動車監査等のノウハウ吸収、監査体制の強化等)
 - ・行政処分制度の抜本的見直し
(違反点数制度、船舶使用停止処分の導入等)
 - ・罰則の強化(拘禁刑、法人重科等)
 - ・許可の欠格期間の延長(2年→5年)
- 法律事項 等

⑤船舶検査の実効性の向上

- ・国によるJCI(日本小型船舶検査機構)の検査方法
の総点検・是正と監督の強化(ハッチカバー等を含む)
- 等

⑥安全情報の提供の拡充

- ・安全法令違反の行政指導を公表対象に追加
 - ・行政処分等の公表期間の延長(2年→5年)
 - ・安全性の評価・認定制度(マーク等)の創設
- 等

⑦利用者保護の強化

- ・旅客傷害賠償責任保険の限度額引上げ
 - ・旅客名簿の備置き義務の見直し
- 法律事項 等

法案の概要

1. 旅客船の総合的な安全・安心対策

① 事業者の安全管理体制の強化

<海上運送法>

- ▶ 小型船舶のみを使用する旅客不定期航路事業(例:遊覧船等)を営もうとする者は、**安全人材確保計画を作成**するものとし、当該事業に係る許可について**更新制を導入**する。
- ▶ **安全統括管理者・運航管理者に係る資格者証制度・試験制度を創設**し、事業者は**資格者証を有する者から両管理者を選任**しなければならないこととする。
- ▶ 不適格な者の参入防止のため、事業参入が事前届出となっている人の**運送をする船舶運航事業(例:海上タクシー)に登録制を導入**する。

② 船員の資質の向上

<船舶職員及び小型船舶操縦者法、船員法、海上運送法>

- ▶ 小型旅客船の船長となるために必要な**特定操縦免許**について講習課程の内容を拡充し、国土交通大臣は、特定操縦免許を行う際は、**乗船履歴に応じて、船舶の航行区域を限定**することができることとする。
- ▶ 小型旅客船の船舶所有者は、船長等の乗組員に対し、**海域の特性等に関する教育訓練を実施**しなければならないこととする。
- ▶ 安全統括管理者は、**小型旅客船の船長となる者が、必要な①特定操縦免許を受けていること、②教育訓練を修了していることを確認**するものとする。

③ 行政処分・罰則等の強化

<海上運送法>

- ▶ 国土交通大臣は、法令違反があった事業者に対し、**事業のための船舶の使用等の停止を命ずることができる**こととする。
- ▶ 輸送の安全確保命令に従わない事業者に対する**懲役刑の導入、法人重科の創設等**を行う。
- ▶ 事業許可の**欠格期間を現行の2年から5年に延長**する。等

④ 旅客の利益保護の充実

<船員法、海上運送法>

- ▶ 一定の海域を航行する事業者には、**旅客名簿の作成・事務所等への備置きを義務付ける**。

2. 安定的な国際海上輸送の確保

<海上運送法>

- ▶ 国土交通大臣は、**外航船舶の確保等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定める**。
- ▶ 日本船主(※)は、**外航船舶の確保等の目標及び確保等に関する取組等を記載した計画(外航船舶確保等計画)を作成**することができることとし、当該計画が方針に適合するものである場合等には、**国土交通大臣は、認定をするものとする**。(※) 対外船舶貸渡業を営む者、対外船舶運航事業者等

安全統括管理者等の選任要件の拡充

現行

- ①一定の実務経験or ②同等の能力を有していること

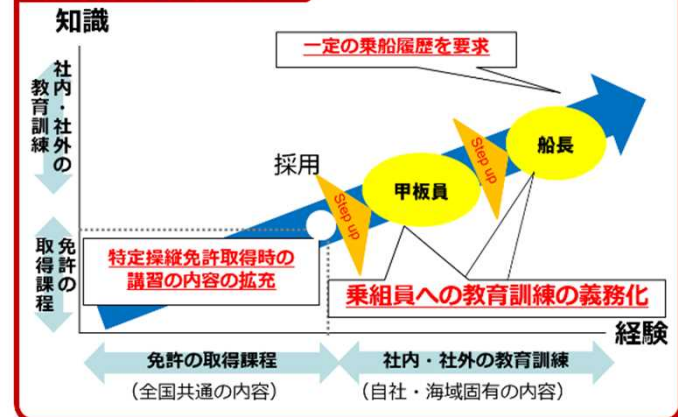


追加

試験(関係法令・海事知識等の必要な知識を確認)に合格

追加 資格者証を交付

船員の資質の向上



① 公布日(令和5年5月12日)から1月以内: **令和5年6月11日施行**

- ・安全確保命令違反に対する量刑の引き上げ及び法人重科並びに欠格事由の拡充

※不適格な者を早期に市場から排除する必要性がある一方で、事業者側の準備期間等を確保する必要性が無いことから、1月以内に設定

② 公布日(令和5年5月12日)から1年以内

- ・船舶等使用停止命令制度の創設(合わせて違反点数制度についても並行して準備)
- ・小型船舶のみを使用する旅客不定期航路事業に係る許可更新制(経過措置3年)
- ・安全統括管理者及び運航管理者の試験制度・資格者証の交付
- ・特定操縦免許に係る講習課程の見直し、履歴限定の導入(経過措置2年)
- ・旅客名簿の作成・備置き

※政省令の整備や運輸局の審査体制の整備、試験・講習制度の構築、事業者への周知期間、事業者側の準備期間等を確保する必要があることから1年以内に設定

③ 公布日(令和5年5月12日)から2年以内

- ・登録制の導入(経過措置2年)

※運輸局等における登録システムの整備や登録の対象となる事業者の大半が零細な事業者であることを踏まえた十分な周知期間と事業者側の準備期間の確保を考慮し、2年以内に設定

④ 公布日(令和5年5月12日)から3年以内

- ・安全統括管理者及び運航管理者の選任義務関係(経過措置1年)

※試験制度の施行後(試験開始は令和7年度当初頃)、一定の資格者証保有者が存在するようになるまで、また、事業者において職務等の内容を踏まえた安全管理規程の変更を行うなど安全管理体制の構築までに一定期間が必要であることを踏まえ、3年以内に設定。